

当薬局の行っているサービス内容について下記表記の点数は全て1点＝10円です。

調剤基本料に関する事項		
調剤基本料1	(47点)	当薬局は調剤基本料1に適合する薬局です
調剤管理料及び服薬管理指導料に関する事項		
調剤管理料	(10点/60点)	患者さまやご家族等から収集した当薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。
服薬管理指導料	(45点/59点)	患者さまごとに作成した薬剤服用歴(薬歴)に基づいて、投薬に係る薬剤の名称、用法、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報、後発医薬品に関する情報を薬剤情報提供文書により提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明や必要な指導を対面又は情報通信機器を用いてオンラインで行い、必要に応じてお薬の交付後も継続的に服薬管理を行います。 お薬手帳には、調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して注意すべき事項を記載します。
地域支援体制加算に関する事項		
地域支援・医薬品供給体制加算3	(67点)	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において調剤した場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。
連携強化加算に関する事項		
連携強化加算	(5点)	他の保険薬局、保険医療機関及び都道府県等との連携により、災害又は新興感染症の発生等の非常時に必要な体制が整備されている保険薬局において、調剤した場合に所定の点数を加算します。
電子的調剤情報連携体制加算に関する事項		
電子的調剤情報連携体制加算	(8点)	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において、調剤した場合、月1回に限り所定の点数を加算します。
在宅薬学総合加算・在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項		
在宅薬学総合体制加算1	(30点)	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において、在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定している患者さんの処方箋を調剤した場合に所定の点数を加算します。
在宅患者訪問薬剤管理指導料 1:単一建物診療患者が1人 (650点/回) 2:単一建物診療患者が2～9人以下 (320点/回) 3:1及び2以外 (290点/回)		あらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で療養を行っている患者さんであって通院が困難なものに対して医師の指示に基づき、保険薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患家を訪問して、薬学的管理及び指導を行い、患者さん又はその家族等に対して必要な指導を行った場合、単一建物診療患者の人数に応じて所定の点数を算定します。
調剤ベースアップ評価料に関する事項		
調剤ベースアップ評価料	(4点) ※令和9年6月以降は8点	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において、薬局で勤務する従業員の継続的な賃金改善を図るため、処方箋を受け付けた場合に、1回につき所定の点数を算定します。
調剤物価対応料に関する事項		
調剤物価対応料	(1点) ※令和9年6月以降は2点	物価高騰に対応し、地域の医薬品供給拠点としての体制を維持するため、処方箋を受け付けた場合に、3月に1回に限り所定の点数を算定します。
夜間・休日・時間外加算に関する事項		
休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅医療業務に対応できる体制を整えており、処方箋を受け取る時間谷によって以下の加算を算定します。 ・時間外加算:基礎額の100% 休日加算:基礎額の140% 深夜加算:基礎額の200%		

当薬局は厚生労働大臣が定める施設基準を満たしている保険薬局です

- 1.どの保険医療機関の処方箋でも応需します。
- 2.調剤基本料1の施設基準に該当します。
- 3.1200品目以上の医療用医薬品を揃えています。
- 4.地域における医薬品の安定供給を確保するために必要な体制を有しています。
- 5.調剤した後発医薬品の数量割合が85%以上の実績を有します。
- 6.地域の保健医療機関又は保険薬局に対して在庫状況を共有し、医薬品を分譲した実績を有します。
- 7.医療材料や衛生材料を供給する体制を整備しています。
- 8.麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことが可能です。
- 9.取り扱う医薬品に係る情報提供体制を有しています。
- 10.平日は1日8時間以上、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には一定時間以上開局し、かつ週45時間以上開局しています。
- 11.休日、夜間を含む開局時間外において調剤および在宅業務に対応できる体制を整備しています。
- 12.休日、夜間を含む開局時間外の患者さんからの相談に対する応需体制を整えています。
- 13.地域の行政機関・保険医療機関、訪問ステーション及び福祉関係者等に対して、急変時等の開局時間外における在宅業務に対応できる体制に係る周知を自局及び同一グループ、または地域の行政機関や薬剤師会等を通して行っています。
- 14.診療所又は病院及び訪問看護ステーションと円滑な連携を行っています。
- 15.保健医療・福祉サービス担当者との連携体制を取っています。
- 16.在宅で療養されている患者さん宅を訪問して服薬指導等を年間(24・48)回以上行った実績を有します。
- 17.在宅業務に関する研修(認知症・緩和医療・ターミナルケア)を実施し、学会等へ参加しています。
- 18.ブレアボイド事例の把握・収集を行っています。
- 19.医療安全に資する取組実績の報告を行っています。
- 20.副作用報告に係る手順書の整備をしています。
- 21.かかりつけ薬剤師が服薬管理指導を行う旨の届出を行っています。
- 22.患者さんごとに作成した薬剤服用歴(薬歴)に基づき、服用する医療用医薬品以外の医薬品に関するものを含め、必要な薬学的管理を行い、服用及び保管取扱いの指導を行います。
- 23.管理薬剤師は薬局経験5年以上かつ当該薬局在籍1年以上です。
- 24.勤務薬剤師の研修計画を作成し、学会発表などを推奨しています。
- 25.患者さんのプライバシーに配慮した設備、構造であり、椅子に座った状態での服薬指導が可能です。
- 26.一般用医薬品及び要指導医薬品等(基本的な48薬効群)を取り扱っています。
- 27.一般用医薬品の販売とともに、健康相談や健康教室を実施し、生活習慣の改善や疾病の予防に資する取組を行い、必要に応じて医療機関への紹介を行っています。
- 28.緊急避妊薬の調剤又は販売を含む女性の健康に係る相談に対して適切に応需・対応し、調剤を行う体制を整備しています。
- 29.敷地内は禁煙とし、たばこ及び喫煙器具を販売していません。
- 30.セルフ Medikation 関連機器を3つ以上設置しています。
- 31.薬事未承認の研究試薬・検査サービスを提供していません。
- 32.時間外等及び夜間・休日等の対応実績を有します。
- 33.麻薬の調剤実績を有します。
- 34.調剤時残薬調整及び薬学的有害事象防止の取組実績を有します。
- 35.かかりつけ薬剤師による一元的・継続的な服薬管理指導の実績を有します。
- 36.外来服薬支援料1の算定実績を有します。
- 37.服用薬剤調整支援料の算定実績を有します。
- 38.服薬情報等提供書の算定実績を有します。
- 39.研修認定を取得した保険薬剤師が地域の他職種と連携する会議に出席しています。
- 40.「第二種協定指定医療機関」として都道府県知事の指定を受けた保険薬局です。
- 41.新型インフルエンザ等感染症の発生時における必要な体制を整備しています。
- 42.災害の発生時における必要な体制を整備しています。
- 43.災害の被災状況に応じた対応を習得する研修を薬局内で実施しています。
- 44.災害や新興感染症発生時等における薬局の体制や対応について手順書を作成し、職員で共有しています。

- 45.災害や新興感染症発生時等において対応可能なタイセイを確保していることについて、ホームページ等で周知しています。
- 46.オンライン服薬指導を実施する体制があります。
- 47.要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キットを販売しています。
- 48.電子情報処理組織の使用による請求を行っています。
- 49.オンライン資格確認システムを活用して調剤等を実施できる体制を有します。
- 50.電子処方箋を受け付ける体制を有しています。
- 51.電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理の体制を有しています。
- 52.電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています。
- 53.サイバーセキュリティの確保のために必要な措置を取っています。
- 54.高度管理医療機器の販売業の許可を受けています。
- 55.バイオ医薬品の適切な保管及び患者さんへの適切な説明が可能であり、バイオ後発品の調剤を行うにつき必要な体制を整備しています。

「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方を含め、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行します。

明細書には、調剤した薬剤の名称等が記載されますので、ご家族等の代理の方への発行も含めて、明細書の発行をご希望されない方は、窓口にてその旨お申し出ください。

訪問薬剤管理指導の届出を行っている旨の掲示

当薬局の行っている訪問薬剤管理指導について

点数は全て1点＝10円です。計算例)10点＝100円(3割負担の方は30円、1割負担の方は10円の負担です)